

社会保険労務士

ALL たま社労士事務所便り

連絡先：〒277-0832

柏市北柏3-5-4日暮ビル6F

電話：04-7164-1283

FAX：04-7164-1284

e-mail：tamasaki-0213@jcom.home.ne.jpURL：<http://www.tama-office.com/>

「希望者全員の 65 歳までの雇用」義務化に向けた動き

◆非常に注目すべき内容

年明けの1月6日に、厚生労働省の労働政策審議会から、「今後の高年齢者雇用対策について」と題する、希望者全員の65歳までの雇用確保措置等を求める内容の文書が発表されました。

今後、わが国の高年齢者雇用対策はどのように動いていくのか、非常に注目すべき内容が含まれています。

◆高年齢者雇用の状況

厚生労働省が昨年10月に発表した「平成23年高年齢者の雇用状況集計結果」によれば、現在の法律で定めている、高年齢者を65歳まで雇用するための高年齢者雇用確保措置（「定年の廃止」「定年の引上げ」「継続雇用制度の導入」のいずれか）を「実施済み」の企業の割合は95.7%（前年比0.9ポイント減）となっています。

また、希望者全員が65歳

以上まで働ける企業の割合は47.9%（同1.7ポイント増）、同じく70歳まで働ける企業の割合は17.6%（同0.5ポイント増）となっています。

◆「無年金・無収入」となる者の防止

現行の年金制度に基づき、平成25年以降は、公的年金（報酬比例部分）の支給開始年齢が段階的に65歳まで引き上げられることが決まっていることから、現状の高年齢者雇用確保措置のままでは、「無年金・無収入」となる者が生じる可能性があります。

そこで、昨年9月から、厚生労働省内に設置された専門部会において、「雇用」と「年金」が確実に接続するよう、希望者全員の65歳までの雇用確保措置等について検討がなされており、今回の文書発表となりました。

◆2013年度から施行となるか？

この文書中に含まれる「希望者全員の65歳までの雇用確保措置」が実施されるとな

ると、企業にとっては非常に大きな負担となります。

早ければ、今年の通常国会に改正法案が提出され、2013年度から施行されるとも報道されています。中小企業には猶予期間が設けられるとも言われていますが、いずれにしても、今後の動きに注目しておく必要があるでしょう。

通勤手当の非課税限度額の見直し

◆特例の廃止

給与所得者で、通勤距離が片道15キロメートル以上の人が自動車などを使用して通勤している場合に受ける通勤手当について、距離比例額にかかわらず運賃相当額（最高限度：月額10万円）まで非課税扱いとする特例が、廃止されました。

◆非課税限度額

自動車などで通勤している人の1カ月当たりの非課税限度額は、片道の通勤距離に応じて次のように定められています。

2キロメートル未満は「全額課税」、2キロメートル以上10キロメートル未満は「4,100円」、10キロメートル以上15キロメートル未満は「6,500円」、15キロメートル以上25キロメートル未満は「11,300円」、25キロメートル以上35キロメートル未満は「16,100円」、35キロメートル以上45キロメートル未満は「20,900円」、45キロメートル以上は「24,500円」です。

◆見直しの内容

これまで、通勤距離が片道15キロメートル以上で自動車などを使用している人の距離比例額よりも、交通機関を利用した場合の1カ月当たりの合理的な運賃等の額に相当する金額（運賃相当額）が高額の場合には、特例により運賃相当額を非課税扱いとされてきました。

しかし、バランス等の観点から、平成24年1月1日以後に支払われた給与については、距離比例額までが非課税扱いとなり、運賃相当額と距離比例額の差額については給与所得として源泉所得税の課税対象となりました。

◆適用は平成24年1月支給の給与分から

今回の改正は、平成24年1月1日以降に支給する給与分から適用されますので、マイカー通勤をしているにもかかわらず運賃相当額の支給を続

けた場合には、年末に不足分を徴収しなくてはならなくなる可能性があります。

給与計算事務を行う方は、対象者の通勤方法や手当がどのようになっているのかを再度確認し、間違いのないように気を付ける必要があります。

2月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

1日

- 贈与税の申告受付開始
＜3月15日まで＞[税務署]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞
[公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出＜前月以降に一括有期事業を開始している場合＞
[労働基準監督署]

15日

- 所得税の確定申告受付開始＜3月15日まで＞[税務署]

29日

- 固定資産税＜都市計画税＞の納付＜第4期分＞
[郵便局または銀行]
- 法人税の申告＜決算法人

及び決算期の定めのない人格なき社団等について
＞[税務署]

- じん肺健康管理実施状況報告の提出[労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付
[郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出[年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]

～当事務所より一言～

いつも大変お世話になっております。

今年は急に気温が下がったため、体調を崩されている方が多くみられます。万全な健康管理が業務を行うにあたって第一ですので体調には十分お気をつけいただければ幸いです。

私自身も去年はインフルエンザにかかりましたが今年は体調維持に努めます。

今後ともよろしく願い申し上げます。